倫理と国家

スピノザ『政治論』における「最善の国家」

柴 田 健 志

はじめに

人間は が植民地のような国家を指すとすれば、前者が指向するのは民主的な国 だ死を避けることに努める」(TP.5.6.) と考えられるからである。 敬虔を実行し平穏で善良な心境にあることを命じるが、それは国家にお 家ではない」(TP.5.6.) と規定されている。というのも、 する国家であって、 どんな国家であってもよいというわけではない。それは「最善の国家 倫理的な生は国家を前提してのみ語りうるものなのだ。しかし、それが いてのみ可能なことである」(TP.2.21.)と明言されているからである。 ることである。スピノザはそれが人間の「徳」であると明言する。 にもとづいて行使すること、この意味においてできる限り「自由」であ (TP.5.5.) でなければならない。「最善の国家」とは「自由な民衆が設立 人間がこのような倫理をどこででも実践しうるかのように。 **、ザはこのような倫理を『エチカ』では普遍的に語っている。** ところが スピノザにおける倫理とは、人間が自己の「力」をできる限り「理性 「生を向上させることに努める」のに対し、後者においては 『政治論』ではこの点が否定されているのである。「理性は 民衆に向けられた戦争の権利によって獲得される国 前者において あたかも

家であるといえるだろう(1)。

スピノザの哲学を以上のような視点から見直してみると、次のような問いかけが生まれてくる。「最善の国家」における人間の生を語ることは、そのまま倫理的な生を語ることにならないであろうか。このような問いたがのもとに『政治論』を読み直すと、「最善の国家」における人間の生が『エチカ』が提案する倫理的な生と重なり合うことが確認しうるのである。このことはいったい何を意味するのだろうか。スピノザにおいて、政治は倫理的な意味を持つということを意味するのだろうか。スピノザにおいて、政治は倫理的な意味を持つということを意味するのだろうか。スピノザにおいて人間は「生を向上させることに努める」といわれるのはこの意味において人間は「生を向上させることに努める」といわれるのはこの意味において人間は「生を向上させることに努める」といわれるのはこの意味においてである。以下の論考をとおして、スピノザが倫理と政治をラジカストから読み取りうるからである。したがってむしろ、倫理は政治の反及ストから読み取りうるからである。したがってむしろ、倫理は政治のラーストから読み取りうるからである。「最善の国家」におけいて、この解釈が出りに見直されることになるだろいに切り離したという従来の解釈が批判的に見直されることになるだろのよりである。

国家の権利

がいったい何に由来するのかという点である。それは個々人の持つ「権それは「統治権」である。重要なのは「国家の権利」としての「統治権」考えてみなければならない。そこで注目すべきものが「国家の権利」「最善の国家」について考えるために、まず国家それ自体について

である。の権利」のもとになっているのはもともと個々人が持っている「権利」の権利」がひとつに集約されたものであると考えられる。すなわち、「国家利」がひとつに集約されたものであると考えられる。すなわち、「国家

である。これがスピノザにおける「自然権」のとらえ方である。実に持っている「力」の分だけの「権利」を持っていると考えられるのる。ひとことでいえば、「権利」とは「力」であり、個々人は自分が現人が現実に持っている「力」が「権利」そのものであると考えられていでは個々人の「権利」とはいったい何か。スピノザにおいては、個々

の個物の自然権はその力が及ぶところまで及ぶ」(TP.2.4.)。力そのものと解する。それゆえ、全自然の自然権、したがってまた各々ころの自然の諸規則あるいは諸法則そのものと解する。すなわち自然の「私は自然権ということで、すべてのことがそれにしたがって生じると

治権(imperium)」にほかならない。 にはそれだけの「力」があるからである。ではなぜそうなるのか。 国家にはそれだけの「力」があるからである。つまり、「民衆」あるいは「多 国家にはそれだけの「力」があるからである。ではなぜそうなるのか。 国家にはそれだけの「力」があるからである。ではなぜそうなるのか。 とかできる。「統治権」は国家にのみ認められるのであって、 の巨大な「力」によってもたらされるのが「国家の権利」すなわち「統 があるのかを根本から理

「多数者の力によって規定されるこの権利は統治権と呼ばれてきた」

(TP.2.17.)°

は必然性が認められるからである。は必然性が認められるからである。とこれまで「統治権」と呼ばれてきたものは、じつは「多数者の力によって規定される」ところの国家の権利のことなのだとスピノザは主張しては必然性が認められるからである。なぜなら、以下で述べるように、ここにになる。この点が重要である。なぜなら、以下で述べるように、ここにになる。この点が重要である。なぜなら、以下で述べるように、ここには必然性が認められるからである。

『エチカ』においては公理ではなく定理になっている。の及ぶところまでしか及ばないということをそれは意味している。ところが、個々人の「力」の及ぶ範囲など、全自然の「力」に比較すれば取るが、個々人の「力」の及ぶ範囲など、全自然の「力」に比較すれば取上記の引用によれば、個々人の「権利」はその「力」が及ぶところま上記の引用によれば、個々人の「権利」はその「力」が及ぶところま

力(potentia)によって無限に凌駕される」(Eth.IV.3.Pr.)。 「人間が現実存在に固執する力(vis)には限界があり、外部の原因の

たく同じ認識が次のような言葉で語られている。場合はほとんど存在しないも同然なのである。『政治論』においてもまっこのように、個々人の「力」すなわち「権利」は、単独で考えられた

において存在する。それを享受するいかなる保証もないからである」のものでしかないあいだは無であり、現実においてよりもむしろ空想「人間の自然権が各人の力(potentia)によって決定され、かつ各人

はないだろう。ところが、現実には人間の「権利」は「無」であるわけではない。なところが、現実には人間の「権利」は「無」であるわけではない。などころが、現実には人間の「権利」というものが「各人のものでしかないがでに単独では存在していないことになる。では、いったいどう考えいあいだは無」であるとすれば、各々の人間が現実に持っている「権利」はすでに単独では存在していないことになる。では、いったいどう考えいあいだは無」であるとすれば、各々の人間が現実に持っていると考えるほかの「権利」とひとまとまりになり、集団で保持されていると考えるほかの「権利」とひとまとまりになり、集団で保持されていると考えるほかの「権利」とひとまとまりになり、集団で保持されていると考えるほかの「権利」とひとまとまりになり、集団で保持されていると考えるほかの「権利」とひとまという。

て保持されることになると考えられるのである。

「保持されることで、一人一人の人間の「権利」はいわば「我々の権利」としいまって規定されているがゆえに、各々の人間が「力」を合わせて生えられてない。スピノザにおいて「権利」とは「力」という具体的なもう事態は必然的なものである。しかし、それは抽象的な論理によって考えられるのように、各々の人間の「権利」なるものがひとつに結びつくといこのように、各々の人間の「権利」なるものがひとつに結びつくとい

倫理と国家 スピノザ『政治論』における「最善の国家」が多ければ多いほど、彼ら全員が一緒になってますます多くの権利を持てより多くの権利を持つことになる。そして、こうして親交を結ぶひとである場合よりもより多くのことをなしえ、したがってまた自然に対し「もし二人の人間が一緒になり力を合わせるなら、彼らはそれぞれ単独

つであろう」(TP.2.13.)。

なのである。

「権利」を持ち、それを行使しているのはたんなる個人ではなく「国民」治権」の下にあるすべての個人は「国民」と呼ばれるであろう。現実に治権」の下にあるすべての個人は「国民」と呼ばれるであろう。 そして、「統はどの個人よりも圧倒的に大きな「力」を持つことになる。 それが国家 こうして民衆全員の「力」がひとつに結集したとすれば、その「力」

のような用語で区別されている。国家の法を遵守しなければならない。『政治論』ではこれら二側面が次国家の法を遵守しなければならない。『政治論』ではこれら二側面が次しかしながら、「国民」は「権利」を行使すると同時に、その一方で

(TP.3.1.)。 (TP.3.1.)。 (TP.3.1.)。

と考えられるからである。できない。「国民」は法を遵守する限りにおいて「権利」を行使しうるできない。「国民」は法を遵守する限りにおいて「権利」を行使しうるよび法を遵守するという側面がある。これらを切り離して考えることはこのように、いわゆる「国民」には「権利」を行使するという側面お

の点を考察してみなければなければならない。当然のことながら、このよって関係づけられているのであろうか。国家の本質をとらえるにはこでは、「権利」の行使と法の遵守という二つの項はどのような論理に

柴

考察は国民とは何かという問いかけに集約されるであろう。

2 国民

利」を構成している場合なのである。 れが他の多くの人間の権利とひとつに結びついて、国家という強大な「権でいわれる。個々人が現実に「権利」を行使することができるのは、そ同然であり、「現実においてよりもむしろ空想において存在する」とま上述したように、人間の「権利」は単独で考えられる場合にはないも

人の一 問題なのだ。「共同の権利」についてのテキストを分析しなければなら げてみなければならない。スピノザは多数の人間が集団として持ってい 利」が結びついているだけなのである。だからこそ、その結びつき方が うことは事実に反するからである。 うのではない。なぜなら、 したがってそれらがひとつになるといっても、この帰属がなくなるとい いているかである。 いていなければならないのである。問題はこれらがどんなふうに結びつ るには、 の中でかろうじて行使されるというにすぎない。私が る「権利」を「共同の権利」(TP.2.15.) と呼んでいる。それはまさしく くというのはいったいどういうことなのであろうか。この点を掘り下 我々の権利」というべきものである。「私の権利」はこの「共同の権利」 では、 「権利」が個人によって行使されないということになるが、こうい 「私の権利」は何らかの仕方で多数の人間の 本来は何の関係もない多数の人間の 「権利」とはあくまで個々人に帰属するものであり、 もしそうであるとすれば、 国家においてはあくまで複数の 「権利」がひとつに結びつ 国家においては個 「権利」と結びつ 「権利」を行使す

ないのはこの点を明確にするためである。

権利を同時に持つからである」(TP.2.15.)。 権利を同時に持つからである自然権は、人間が共同の権利を持ち、居住し 「人類に固有なものである自然権は、人間が共同の権利を持ち、居住し 「人類に固有なものである自然権は、人間が共同の権利を持ち、居住し

とは、 る。 多数の人間が食料自給や防衛のために協力し、 社会の意向に従って生活することによって現実的に行使されうるのであ 提して様々な活動を集団でなし、さらに各人が個人の意向でなくむしろ 向に従って生活する」ことにほかならない。すなわち、人間の「権利」 の権利」という言葉の意味である。「共同の権利」を持つということは、 なものである自然権」と限定するのはそのためである。 くことでそれが行使されていると考えられる。スピノザが「人類に固有 の仕方は様々である。 その「力」に応じて「自然権」を持ちそれを行使しているが、その行使 このテキストは極めて示唆的である。 権利を各人のものとしてではなく共同のものとみなし、 人間の場合には複数の「権利」がひとつに結びつ 人間に限らず、すべてのものは かつ「すべての人間の意 それが それを前 「共同

「一致」する限りにおいてである。この「一致」がなければ、人間の「権間の「権利」がひとつに結びついているとすれば、それは多数の人間が以上をまとめる形でこのテキストは次のように結論づける。多数の人

をえないだろう 「現実においてよりもむしろ空想において存在する」といわざる

という著作において決して国家の起源を語ろうとしていないのである。 してそのようには問うていない。スピノザはこの「一致」がどのような 同の権利」のテキストに続くテキストに書かれている。 致」とは何かと問わねばならない。この問いかけに対する答えなら、「共 がどうやって作り出されるかと問うのではなく、むしろ多数の人間の「一 したがってスピノザの意図に即して問うならば、多数の人間の「一致 という事実の背景にある構造なのである。つまり、スピノザは『政治論 すれば、スピノザが問うているのは、個々人が「権利」を行使している 権利関係によって成り立っているかを問うているだけなのである。 るのであろうか。当然このように問いたくなる。ところがスピノザは決 必要なのである。では、この「一致」はいったいどうやって作り出され 間たちがただ集合していることを指すのではない。そこには「一致」 このように、多数の人間の 「権利」 がひとつになるということは、 換言

0)

正当に強制される」(TP.2.16.)。 行するよう拘束される。あるいは するものを除いて、自然に対していかなる権利も持たない。 強力であればあるほど、それだけ少ない権利を持つことは(本章の十三 て導かれる場合には、彼ら一人一人は残りの人々が全体として彼よりも ことに関しては、 「人間が共同の権利を持ち、すべての人間がいわばひとつの精神によっ 確かである。すなわち、彼は事実上、共同の権利が彼に許可 共同の合意によって彼に命じられるあらゆることを遂 (本章の四節により) そうするように それ以外の

倫理と国家 スピノザ『政治論』における「最善の国家」

に強力な「権利」であるということになるだろう。したがって、「共同 間の「権利」が結びつき、「共同の権利」というひとつの強力な「権利」 の権利」に参与する人間は「共同の合意」に従うほかないだろう。 論理に従えば、各々の人間の「権利」に対して「共同の権利」は圧倒的 いることになるだろう。すると、「権利」とはもともと「力」だという となっている場合、各々の人間の「権利」はその一部分として存在して ひとつの精神によって導かれる」と表現されている。その場合、 い何が起こっているのかについてこのテキストは述べている。多数の人 人間にはそれに逆らうほどの「力」がないからである。 多数の人間が「一致」するという事態は、このテキストでは「い いった わば

うことなのである。 行使しているということは、すでにこのような権利関係の中にいるとい という表現はこのことを示している。個々人が現実に自己の「権利」 てそのように考えられるのである。「そうするように正当に強制される」 ればならない。もちろん、 の権利」に参与する限り他の人間たちと「一致」し、仲良く生活しなけ 「一致」は圧倒的な「力」の不均衡の下で成立している。 従って生活する」ということと同じである。このように、多数の人間の 「共同の合意」に従うということは、前述の「すべての人間の意向に 倫理的な規範としてではなく権利関係によっ 人間は 「共同

ち国民とは法を遵守する限りにおいて「権利」を行使しうる存在なので の項は国民の生において分離されることができないものである。すなわ **論理によって関係づけられているのかという問題に戻ろう。これら二つ** ではここで、「権利」の行使と法の遵守という二つの項はどのような

において決して分離できないものであることになる。国家と国民との間 することによってのみ現実的に考えられうるのだから。かくして「権利」 う「共同の権利」の一部分となっているからである。「共同の権利」 に成立している権利関係からこのように考えられるのである。 の行使と法の遵守という二つの項は「国民」の生あるいは存在そのもの そうなるはずである。なぜなら人間の「権利」は「共同の権利」に参加 そのまま自己の「権利」を行使することになるのではないか。まさしく 拘束される」のである。すると、国民にとっては国家の法に従うことが わち「共同の合意によって彼に命じられるあらゆることを遂行するよう 国民は法に従うことによって「一致」しているとみなされることになる。 とは「すべての人間の意向」を表現するものにほかならない。それゆえ 家のみが法を命じる「権利」を持つのである。そして、国家が命じる法 は国家そのものである。国家の本質とは「統治権」である。 国民が自己の「権利」を行使しうるのは、一人一人がすでに国家とい 「倒的な「力」の不均衡の下で、国民は法に従わざるをえない。 すなわち国 すな

善の国家」と呼ばれるのは当然であろう。ここからさらに次のようにい法を遵守することが国民にとって生の向上をもたらすような国家が「最との権利関係を踏まえれば、国民は国家の法に従わざるをえない。それとの権利関係を踏まえれば、国民は国家の法に従わざるをえない。それとの権利関係を踏まえれば、国民は国家の法に従わざるをえない。それとの権利関係を踏まえれば、国民は国家の法に従わざるをえない。それとの権利関係を踏まえれば、国民は国家の法に従わざるをえない。それとの権利関係を踏まえれば、国民は国家の法に対し、スピノザは「最善の国家」においところで、冒頭で指摘したように、スピノザは「最善の国家」におい

この解釈を具体的に述べてみなければならない。

この意味において、スピノザの哲学において倫理は政治の反映であるとこの意味において、スピノザの哲学において倫理は政治の反映であるとの国家」とは国民に倫理的な生を約束することのできる国家なのである。のとしている。それゆえ、「最善スピノザにおいて明白に倫理的な意味を持っている。それゆえ、「最善うことができる。以下で具体的に述べるが、「生を向上させる」ことは

3 最善の国家

国家」について考察しなければならない。 とは国家の中で生きられる生にほかならない。 いということである。この意味において、『エチカ』が語る倫理的な生 の中でしか自己の「権利」を行使できない。つまり「力」を行使できな づいて展開されたのである。 は同義である。国家と国民の間の権利関係に関する論理はこの点にもと である。したがって、「力」を行使することと「権利」を行使すること ころで、『政治論』によれば人間の「権利」を規定しているのは「力」 向上させる」という『政治論』 をより多く行使することが『エチカ』のいう倫理的な生である。「生を 先に進む前に、これまでの議論をまとめてみよう。 その論理によれば、 の表現はこの考えを背景にしている。 以上を踏まえ、「最善の 人間は「共同の権利」 人間が自己の「力」

る」ことになるというわけではない。国民を疲弊させるだけの悪法といただし、どんな法であってもそれに従うことがただちに「生を向上させある。国家の中にある限りにおいて、人間はそうせざるをえないのだ。国家の中で生きるということの本質は、法に従って生きるという点に

してきた人間の存在を倫理的な観点から語り直してみよう。 もって命令し、国事を行うことと、最善の仕方で命令し、最善の仕方で といて語るのはそのためであると考えて間違いないだろう。そこで、国 との「生を向上させる」ための法とはどんな法であるかをはっきりさせ との「生を向上させる」ための法とはどんな法であるかをはっきりさせ なければならない。そのために、これまで「権利」という観点から考察 なければならない。そのために、これまで「権利」という観点から考察 なければならない。そのために、これまで「権利」という観点から考察 なければならない。そのために、これまで「権利」という観点から考察 なければならない。そのために、これまで「権利」という観点から考察 とてきた人間の存在を倫理的な観点から語り直してみよう。

そしてこの「力」の作用は『エチカ』において「コナトゥス」と呼ばれる。いうことである。この意味において、「力」の作用はものの本質である。は何だろうか。『エチカ』はそれを極めて具体的にとらえる。あるものいうことがスピノザの『政治論』の基本的な考えである。では「力」とつに結集することによって国家という強力な「力」が作り出されるとのに対したが及びしたように、一人一人の人間が持っている「力」をひと

現実的本質にほかならない」(Eth.III7.Pr.)。 「各々のものがその存在に固執しようと努めるコナトゥスはそのものの

(h理と国家 スピノザ『政治論』における「最善の国家」 しその際に、「コナトゥス」を超越した何らかの規範に従うことは問題 課題とは「コナトゥス」をいかにして行使するかという点にある。しか となっていく点が重要である。すなわち、スピノザにとっての倫理的な であるという主張が、人間という存在においてはそのまま倫理的な主張 現実に存在するものすべてにとって、その存在に固執することが本質

スピノザは述べる。いからである。その際に従うべきものは規範ではなく「理性」であるとにならない。問題はできる限り「コナトゥス」を行使すること以外にな

る」(Eth.IV.18.Sch.)。 電性は自然に反することを何も要求しないのだから、理性は各人が自 「理性は自然に反することを何も要求しないのだから、理性は各人が自

である。

である。

である。

である。

である。

のアキストに続けて「徳」を主題に同じ主張を繰り返しているかられが倫理的な命令として考えられている点である。なぜなら、スピノザれが倫理的な命令として考えられている点である。なぜなら、スピノザーである。

「徳とは自己の本性の法則に従って活動すること以外の何ものでもなく、まだ誰もが自己の本性の法則に従ってその存在を維持するよう努めることそれ自体であるということ、また幸福(felicitas)ということから、徳の基礎は自己の存在を維ましまうと努めることそれ自体であるということ、また幸福(felicitas)とは人間が自己の本性の法則に従って活動すること以外の何ものでもない。

このテキストは第二、第三に帰結することまで続くのだが、

引用が長

持する」ことそれ自体であるという。こうして「徳」も「幸福」も結局は規範に従った報酬として与えられるものではなく、「自己の存在を維持する」ことが「徳」であるというのだ。さらにまた、「幸福」とよれば、人間が従うべきものは「自己の本性の法則」であり、自己の「コよれば、人間が従うべきものは「自己の本性の法則」であり、自己の「コよれば、人間が従うべきものは「自己の本性の法則」であり、自己の「コよれば、人間が従うべきものは「自己の本性の法則」であり、自己の存在

じつは次のような主張に先立たれているものなのである。たんなる統治と最善の統治が別のものであることを述べたテキストは、それでよいということをいささかも意味していない。すでに引用したが、とはいえ、このことは人間が何の理想も持たずにただ存在していれば

は「コナトゥス」を行使することにほかならない

(TP51)。 仕方で自己を守り、保存し、最善の判断をすることは別のことである」「権利をもって自己を守り、自己を保存し、判断を下すことと、最善の

なければならないという点である。すなわち「共同の権利」を構成するなければならないというのはいったいどのようなことなのだろうか。の存在を維持する」というのはいったいどのようなことなのだろうか。とである。この点はすでに論じた。その中で重要であると考えられた点とである。この点はすでに論じた。その中で重要であると考えられた点とである。この点はすでに論じた。その中で重要であると考えられた点とである。この点はすでに論じた。その中で重要であると考えられた点とである。このように、国家について主張されることは、じつは人間について主このように、国家について主張されることは、じつは人間について主

注目すべきである。チカ』においても、まさにこの「一致」が問題になっている。この点にチカ』においても、まさにこの「一致」が問題になっている。この点に多数の人間が相互に「一致」しなければならないという点である。『エ

『エチカ』によれば、人間ほど有益なものはない」(Eth.IV.18.Sch.)をいい切っている。 といい切っている。 といい切っている。 といい切っている。

認める。ただし、そこに条件をつけている。が生まれると考えるのが自然なのだから。スピノザはこの点をいったんがそれぞれ自己の利益を求めるとすれば、「一致」よりもむしろ「対立」するというよりもむしろ「対立」するというべきではないだろうか。人間する」ということしか出てこない。それなら、人間は相互に「一致」すしかし、人間の本質である「コナトゥス」からは「自己の存在を維持しかし、人間の本質である「コナトゥス」からは「自己の存在を維持

とはいわれ得ない」(Eth.IV.31.Pr.)。 「人間は受動(passio)に従属する限りにおいて本性によって一致する

である」(Eth.IV.33.Pr.)。 違しうる。またその限りにおいて同一の人間が変わりやすくかつ不安定「人間は受動という感情にとらわれている限りにおいて本性によって相

る」(Eth.IV.34.Pr.)。 「人間は受動という感情にとらわれている限りにおいて相互に対立しう

か。答えは次の定理である。りうるのであろうか。あるとすれば、いったいどんな場合なのであろうりうるのであろうか。あるとすれば、いったいどんな場合なのであろうを求めつつ、それでも相互に「一致」するなどということが果たしてあむしろ「対立」が生まれる。では、各々の人間が「自己に有益なもの」このように、人間が「受動」という状態にある限り、「一致」よりもこのように、人間が「受動」という状態にある限り、「一致」よりも

性によってつねに必然的に一致する」(Eth.IV.35.Pr.)。 「人間は理性の命令に従って生きる限り、ただその限りにおいてのみ本

スピノザにおいて「理性」は人間の「コナトゥス」を超越した規範をスピノザが考えているからである。

人がそれを等しく楽しむことができる」(EthIV.36.Pr.)。 「徳を目指す人にとっての最高善はすべての人に共通であり、すべての

倫理と国家 スピノザ『政治論』における「最善の国家」このように、すべての人間がすべての人間にとって共通の利益を目指

そのように述べているである。ある。少し長いが、テキストを引用しておこう。スピノザは間違いなくつ、それでも相互に「一致」するということが現実的に考えられるのですこと、このことにおいて各々の人間が「自己に有益なもの」を求めつ

「人間が自己の存在を維持するためには、すべての人間がすべてのことにおいて一致し、すべての人間が一緒になって自分たちの共通のを維持するよう努め、すべての人間が一緒になってできる限り自己の存在の身体を構成し、すべての人間が一緒になってできる限り自己の存在の身体を求めること、これほど素晴らしいことは望みえない」(Eth.IV.18. Ach.)。

張の方が鮮明なので『政治論』から引用しおこう。きる人間は稀であるという。この点は『エチカ』よりも『政治論』の主限りにおいてである。ところが、スピノザは「理性の命令」に従って生したが、こういうことが成立するのは人間が「理性の命令」に従う

際は少しもそうではない」(TP.2.6.)。 よって導かれ、賢明に生活したであろうことは疑いえない。ところが実ことと同様に我々の力のうちにあるとしたら、すべての人間が理性にら、もし理性の教えに従って生きることが盲目的欲望によって導かれる「各々のものはできる限り自己の存在を維持するよう努めているのだか

すべての人間が「理性の命令」あるいは「理性の教え」に従って「共

さて、以上の倫理学的考察の目的は「生を向上させる」という表現のるう。

ているのでなければいかにしても考えられえない」(TP.3.7.)。すべての人間にとって有益であると教えるものを国家が最大限に意図しよって決定される。ところが、このような精神の一致は、健全な理性が「国家の権利はあたかもひとつの精神によって導かれる多数者の力に

調和の代わりに不和が広まり、法が蔑ろにされるであろう。 もの」を最大限に意図するような国家、それが「最善の国家」である。 もの」を最大限に意図するような国家、それが「最善の国家」である。 で保たれている国家である」(TP.5.2.)ということになる。すべての人 に保たれている国家である」(TP.5.2.)ということになる。すべての人 に保かし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には い。しかし、逆にいえば、国家がこのことを怠るならば、人間の間には

に示されることになるだろう。 という本稿の主張がさらに具体的に示されることになるだろう。 にして『政治論』を読み直して明らかになることは、スピノザ自身がこは実現されるるき目標ではなく、したがって現実に存在する国家はつねは実現されるべき目標ではなく、したがって現実に存在する国家はつねは実現されると考えられる。そのことの意味を問い詰めていくことに「最善の国家」たりえないということを認識するために「最善の国家」といって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の反映である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理は政治の表別である」という本稿の主張がさらに具体的よって、「倫理はないというないる。」

4 政治と倫理

る。なぜなら、国家の権利としての統治権を構成しているのは多数者と慮するような法がまかり通る。これは明らかに国民に対する裏切りであ腐敗した国家においては、しばしばごく限られた集団の利益だけを考

うか。 言志があるといいうるであろうか。高い倫理性があるといいうるであろ は法に従う「恒常的意志」(TP.2.19.)を持たず、ただ仕方なく法に従っ ているにすぎない。そんな国民にはたして「生を向上させる」ことへの は法に従うほかない。しかし、決して自発的に従うのではない。国民 しての国民一人一人の権利なのだから。ただ、それが法である限り国民

なら、 善の国家」はいかにして実現されるのかという問いかけに帰着する。 すると、国民に「精神の一致」をもたらしうるように国家が機能するこ ころが、スピノザはこの問題に対して答えを出そうとしていない。 とを保証するものはいったい何なのであろうか。この問いかけは、「最 とができるのは、 すでにみてきたように、国民が自分たちの「精神の一致」を確かめるこ もとづく「精神の一致」があるということを前提しなければならないが、 る。なぜなら、それができるということは国民のあいだにすでに理性に て政治を行うよう、国民が一緒になって要請することはできないのであ 発的な意志ではない。つまり、国家が国民全体の利益を何よりも優先し によれば、 とづき国民共通の利益になるようなことを命じる必要がある。この論理 民が調和して生活し、一緒になって法を守るためには、国家が理性にも である。そこで、スピノザの論理を見直してみると次の点に気づく。 されているにもかかわらず、どうしてこういうことが起こるかという点 えてみなければならないことは、国家の権利が多数者の力によって規定 しかし、 以上を踏まえれば、 国民に「精神の一致」をもたらすのは国家であり、 この点を追求することがさし当りの問題ではない。ここで考 倫理と国家 国家の法を守ることによってでしかないからである。 そこに答えはないからである。 スピノザ『政治論』における「最善の国家. 逆説的にも、 国民の自

定される」という論理の本質であるとさえ考えられるのである。この点を鮮明に認識させることが「国家の権利は多数者の力によって規

限らないのである。前者については次のテキストを参照しなければなら側から自発的に起こることはなく、また国家の側がそれを作り出すとはが認めているように思われる。理性にもとづく「精神の一致」は国民の実際、この論理の帰結が上記のようなものであることをスピノザ自身

ない。

帰結する」(TP.6.1.)。 復讐しようとする欲望などの、共通の感情によってであるということがが述べたように)共通の希望や、共通の恐怖や、何らかの共通の損害にようと欲するのは、理性の導きによってではなく、(第三章の九節で我々から、民衆がおのずから一致し、あたかもひとつの精神によって導かれるのだ「人間は、我々が述べたように、理性よりも感情によって導かれるのだ

どないのである。 いとって共通の利益となるようなものを追求するという自発的な意志ない。のような感情によってであるにすぎない。つまり、すべての人間の、それは理性にもとづく「精神の一致」ではなく、「希望」「恐怖」「復のように、人間には確かに集団にまとまろうとする傾向があるものこのように、人間には確かに集団にまとまろうとする傾向があるもの

また、後者については次のテキストを参照しなければならない。

うになっているならば、調和と信義を保つために何の方策も必要ではな「もし人間の本性が、人々にとって最も有益なものを最も求めさせるよ

る」 (TP.6.3.)。

ても、そんなものはたんなる幻想にすぎない。

万人の利益を考慮し、「最善の国家」を作り出してくれることを期待しいことを行うであろう。誰か強靭な意志と高潔な倫理観を持った人間が家を統治する権利を持つ者は、その立場を利用して自分たちに都合のよ家を統治する権利を持つ者は、その立場を利用して自分たちに都合のよるっていない。したがって、統治者にそれを求めても無駄である。統治人間本性はすべての人間に共通して有益なものを追求するようには人間本性はすべての人間に共通して有益なものを追求するようには

はともかく「理性の命令によって生活しうるように国家の制度が整えらとノザがここで述べていることといえば、「すべての人間」がその動機でいるのではないということを意味しているのではないだろうか。スとのまがあるということは明白である。スピノザは「最善の国家」といるな要があるということは明白である。スピノザは「最善の国家」といるのではないだろうか。スさて、このように見てくると、「最善の国家」について考え直してみ

れなければならない」ということのみなのである。

制の順に政体論が展開されていく。ここではその内容を取り扱わないが、 解釈すべきなのである。 する議論において、現実の国家の制度設計のためのモデルを提案したと モデルであると考える方が自然である。 スピノザ自身が『政治論』において理論的に構築した「最善の国家」が やローマなどのかつて現実に存在した国家ではない。それならむしろ、 制度設計にあたってのモデルは何か。スピノザが参照するのはスパルタ そこで問題になっているのは現実の国家の制度設計である。では、 当時のオランダの議会制度が言及されることもしばしばある。つまり、 権利関係の論理と打って変わって、この章からは君主制、 のテキストは 語っているのだろうか。この点が真の問題である。直前に引用した二つ それでは、スピノザはいったい何を意図して「最善の国家」について 『政治論』第六章の冒頭のテキストである。第五章までの スピノザは「最善の国家」に関 貴族制、

ところで、「最善の国家」において人間は「生を向上させることに努める」とスピノザは述べていた。「最善の国家」は現実に存在するものなる」とスピノザは述べていた。「最善の国家」は現実に存在するものないるといえないである。本稿が主張しているように、倫理が政治の反映であるとすれば、そのような意志を持つ国民はすでに「生の向上」へ向かっるとすれば、そのような意志を持つ国民はすでに「生の向上」へ向かっるとすれば、そのような意志を持つ国民はすでに「生の向上」へ向かっるとすれば、そのような意志を持つ国民はすでに「生の向上」へ向かっるとすれば、そのような意志を持つ国民はすでに「生の向上」へ向かっるとすれば、そのような。以上の自己を持つているといえているといえないであろうか。少なくともその意志を持っているといえないであろうか。

この解釈をもとにして『エチカ』を読み直すと興味深い点が浮かび上

り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。 り、この意味において規範とは性格が異なっている。

IV.Praef.)。

IV.Praef.)。

IV.Praef.)。

IV.Praef.)。

の機能である。の機能である。では、その人間が必要かを認識させることが「人間本性の型」の存在を生きるために何が必要かを認識させることが「人間本性の型」とは何かを認識することによって、欠如を克服するのではなく真に自己といて真の善とは何か、あるいは悪このように、各々の人間が自己にとって真の善とは何か、あるいは悪

倫理と国家 スピノザ『政治論』における「最善の国家」このような考えはすでに『知性改善論』において語られているという

ることがそこから確認できるからである。スピノザは次のように述べて点に注意すべきである。なぜなら、これがスピノザの一貫した思想であ

いる。

する手段となりうるものすべてが真の善と呼ばれる」(TIE.13)。の完全性へ自分を導く手段を求めるように駆られる。そしてそこに到達にそのような本性を獲得することを妨げるものを何ら認めないので、こ「人間は自分の本性よりもはるかに強い何らかの人間本性を考え、同時

(TIE.13)。

(TIE.13)。

理的な意志に反映されるのであり、決してその逆ではないという点が重態する意志を持つことは、自己の存在を真に生きる意志を持つことに通動する意志を持つことは、自己の存在を真に生きる意志を持つことに通助する意志を持つことは、自己の存在を真に生きる意志を持つことに通いない。の人間が真に自己の存在を生きるという倫理的な課題は、他の人

人間が国家とは無関係に自分の生のみを向上させることは困難なのであは「最善の国家」への意志を持つことなしには考えられない。すなわち、要である。「生を向上させる」ことそれ自体は個人的な問題だが、それ

おわりに

る。

直前に述べた主張をここであえて命題として定式化すると、「人間が直前に述べた主張をここであえて命題として定式化すると、「人間が直前に述べた主張をここであえて命題として定式化すると、「人間が直前に述べた主張をここであえて命題として定式化すると、「人間が高すると思われるふたつの論点について言及して本稿を閉じることにする。

みに簡単に触れることにする。 スピノザの政治思想を一種の共和主義として位置づけようとする解釈のここでは割愛する。むしろ、本稿の結論と直接に関係のある解釈として、内容は必ずしも一致しない。そこで、それらの検討は他の機会に譲り、内容は必ずしも一致しない。そこで、それらの検討は他の機会に譲り、の政治思想を自由主義として規定しようとする解釈は数多い(③)。しかの政治思想を自由主義として規定しようとする解釈は数多い(④)。しかの政治思想を自由主義として位置づけについてである。スピノザ

共和主義の本質的な主張は「自由な国家において人間は自由である」

(Steinberg 2008: 240)という形に定式化することができる。ここでは人間の存在が国家の存在に連動している。それは、自由な国家に帰属することなしに人間は自由でありえないという主張である(4)。一見すると、本稿におけるスピノザ解釈と一致する解釈である。しかしながら、本稿の解釈はこれとは微妙に食い違う。相違点を簡潔に述べれば、スピーザは政治と倫理を別々の領域に区分した上で、国家における人間の生の次元においてそれらが通底しているという点に着目したのであって、それらの関係を前提して議論をしているのではないというのが本稿の立場である。

する説が現在有力であるように思われる。の点に関しては、スピノザは政治の問題を倫理の問題から切り離したとをどのように理解すべきなのかという解釈上の根本的な問題がある。こそこで第二の点として、そもそもスピノザにおける政治と倫理の関係

理の問題でさえ価値の観点からでなく権力の観点から語られていると指 んで、 して倫理が根拠を与えることを断固として拒否し続けた」(浅野 1997: 晩年の『神学・政治論』や スピノザであると論じている。「スピノザは主著『エチカ』のみならず、 キアヴェリであると述べ、マキアヴェリの路線をさらに徹底させたのが の政治思想を支配してきたと指摘した上で、この伝統を破壊したのがマ 103)。しかしながら、 体化するという発想がアリストテレスからヘーゲルに至るまでの西欧 例えば、浅野俊哉は倫理が政治に根拠を与えるという形でこの両者を その意味においてスピノザにおいては倫理の問題も広義の政治の スピノザにおいては固有の意味での倫理学は存在せず、 浅野の主張はこれに止まらない。浅野はさらに進 『国家論〔政治論〕』においても、 政治に対 むしろ倫

のである」(浅野 1997:104)。 ことはなかった、むしろ常に彼は<政治>を語っていた、とすら言える思想体系の中で、とりわけ『エチカ』の中では、一度も<倫理>を語る問題にほかならないと述べている。「極端に言えば、スピノザはその全

る。 い」(上野 2009:103)。 いて自由であり、 論理からすれば市民は自己の権利のもとにはなく国家の権利のもとにあ 切り離したままにしていると上野が考える点においてである。「国家の て示すことである。この論理の延長線上に政治的なものは出てこない」 課題は「自由な人間」がいかなるものでありうるかを厳密な論証によっ べている。「エチカ、すなわち幾何学的秩序において論証された倫理の うことを意味している。この発想をスピノザは否定していると上野は述 に根拠を与えるということは、 上野修も同様の指摘をしている。浅野が指摘したように、倫理が政治 (上野 2009:103)。上野が浅野と異なるのは、スピノザが倫理と政治を また、スピノザが政治を倫理から切り離したという点についていえば、 だが理性に導かれる人間はたとえ国家の法に服していても判断にお 自己の権利のもとにある。二つを媒介する必要などな 倫理の延長線上に政治を位置づけるとい

ろうか。浅野の論理は、スピノザにおいてすべてが政治的に語られると と倫理はスピノザにおいてまったく無関係であると考えるべきなのであ の先にある。はたしてスピノザは浅野のいうようにすべてを政治的に思 の先にある。はたしてスピノザは浅野のいうようにすべてを政治的に思 の先にある。はたしてスピノザは浅野のいうようにすべてを政治的に思 るうか。浅野の論理は、スピノザの政治論に関して代表的な二人の論者の見解は このように、スピノザの政治論に関して代表的な二人の論者の見解は

倫理と国家 スピノザ『政治論』における「最善の国家」

いてほかにないだろう。 いる。上野のいうように、「自由な人間」が語られうる領域は倫理をおう。しかし、スピノザにおいても倫理固有の領域は間違いなく存在して
論理は明らかにスピノザの哲学から倫理固有の領域を消してしまうだろ

では、このような地点から本稿の解釈を再考するとどうなるのであろうか。第一に、スピノザがすべてを政治的に語ったと断定することはできない。浅野自身もそれが「極端」な主張であると認めている。しかし第二に、政治と倫理がまったく独立して相互に接点を持たないとも断定できない。上野のいうように、倫理はもっぱら「自由な人間」について語るのだが、『エチカ』における「自由な人間」とは先に言及した「人語本性の型」という形で概念化されているという点が重要である。すなわち「自由な人間」は概念としては倫理学の論証の対象なのだが、現実に存在する個々人がそれに近づくためには先に述べたように「共通の利益」を求める欲望が要求されているのである。しかし、この欲望がどのようなものでありうるかという点はもはや倫理学の中では語ることができない。人間が「共通の利益」を求めるということを具体的に考えるにきない。人間が「共通の利益」を求めるということを具体的に考えるにさない。人間が「共通の利益」を求めるということを具体的に考えるにない。人間が「共通の利益」を求めるということを具体的に考えるには国家における人間の権利という観点が不可欠なのである。

底するのである。 た問題に関わっていかざるをえない。この意味において政治と倫理は通人が現実にそれを実行しようとすれば「最善の国家」という個人を超え人が現実になるが、「生を向上させる」という個人的な問題は、個々

柴

一六

凡例

スピノザの著作は以下の略号によって表記する。

Eth: Ethica Ordine Geometrico Demonstrata, Gephardt(Ed.) 1972, Spinoza

 $Opera~\Pi$

*参照テキストはローマ数字で各部を示し、定義等は以下の略号とアラビア数

字で表記する。

序文:Praef.

注解:Sch

定理:Pr.

TIE: Tractatus de Intellectus Emendatione, Gephardt (Ed.) 1972, Spinoza

 $Opera~\Pi$

*参照テキストは節をアラビア数字で表記する。

TP: Tractatus Politicus, Gephardt (Ed.) 1972, Spinoza Opera III

*参照テキストは章および節をともにアラビア数字で表記する。

注

- (1) 少なくともスピノザにとっては、という注釈が必要であろう。というのの著者たちの中で最も有名な人物だった」(James 2008:128) からであの著者たちの中で最も有名な人物だった」(James 2008:128) からである。
- (2) 「民衆」も「多数者」も原文では multitudo である。本稿ではこの用語

- (3) 代表的な研究としては以下を参照。Feuer 1987, Smith 1997
- (4) 共和主義に関する代表的な研究としては以下を参照。Rosenthal 2003

文献

浅野俊哉 1997「スピノザの国家論における倫理と政治」『哲学・思想論集』22

Feuer, Lewis S. 1987, Spinoza and The Rise of Liberalism, Routledge

James, Susan 2008, "Democracy and The Good Life in Spinoza's Philosophy,"

Charlie Huenemann(Ed.), Interpreting Spinoza, Cambridge

Rosenthal, Michael A. 2003, "Spinoza's Republican Argument for Toleration,"

The Journal of Political Philosophy, Vol.11, No.3, 320-337

Smith, Steven B. 1997, Spinoza, Liberalism, and The Question of Jewish

Identity, Yale University Press

Steinberg, Justin 2008, "Spinoza on Being Sui Iuris and The Republican

Conception of Liberty," History of European Ideas, 34, 239-249

上野修 2009「スピノザの群集概念にみる転覆性について」『思想』no.1024